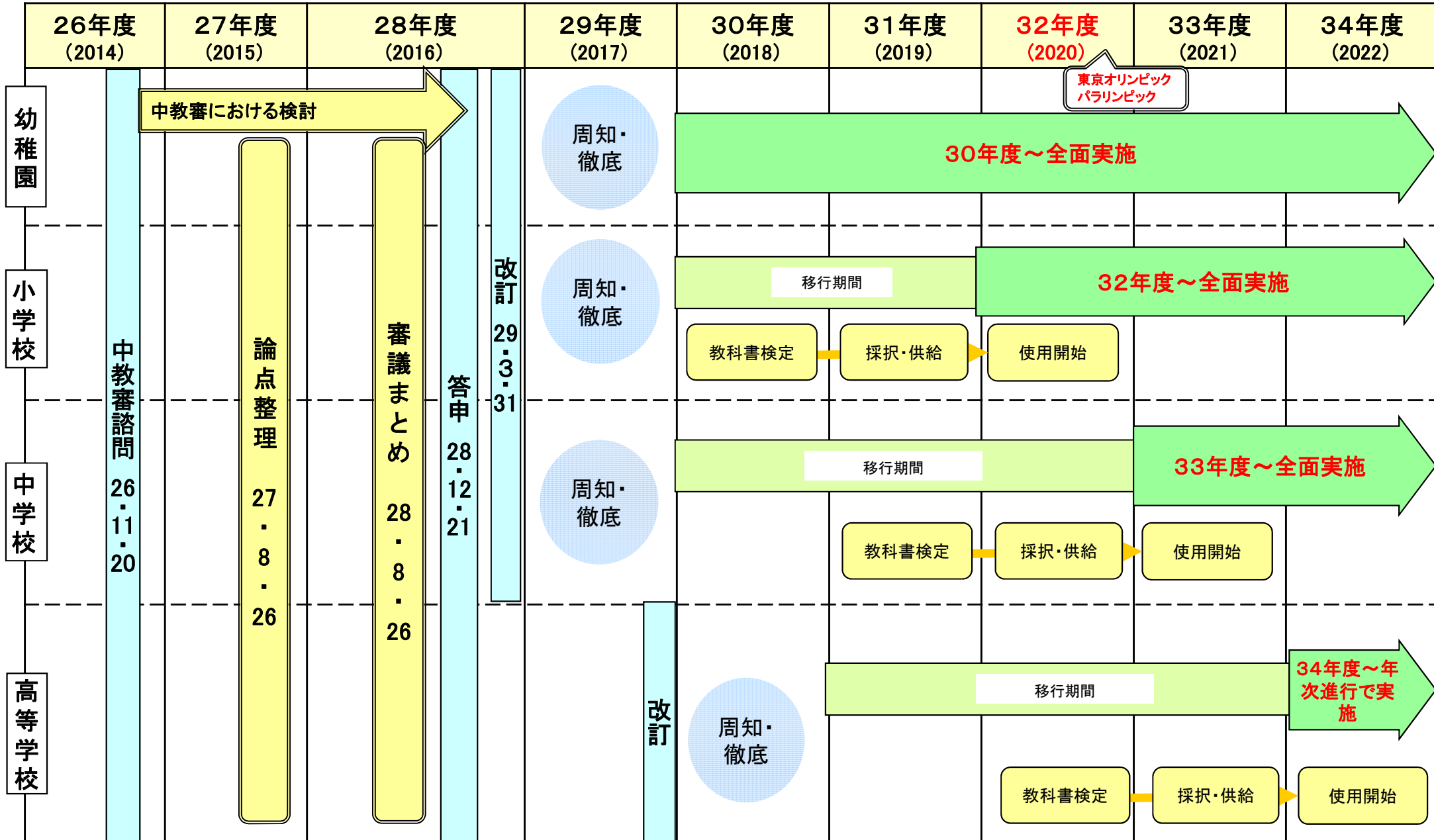


# 学習評価等に関する資料

# 学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



特別支援学校学習指導要領（幼稚部及び小学部・中学部）についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。  
 特別支援学校学習指導要領（高等部）についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

# 学習指導要領改訂の方向性

## 新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

### 何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

### 「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

### 何を学ぶか

#### 新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

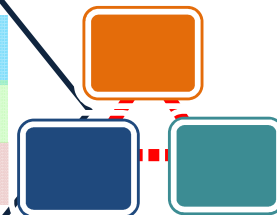
**学習内容の削減は行わない**※

### どのように学ぶか

#### 主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成  
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び



※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

# 主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

## 【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

### 【例】

- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

学びを人生や社会に  
生かそうとする  
学びに向かう力・  
人間性等の涵養

生きて働く  
知識・技能の  
習得

未知の状況にも  
対応できる  
思考力・判断力・表現力  
等の育成



## 【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

### 【例】

- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広める
- あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



## 【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

### 【例】

- 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

# 学習評価の種類

## 目標に準拠した評価

- ・学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る。
- ・平成12年指導要録通知以降は、観点別学習状況の評価と評定の両方を、目標に準拠した評価として実施。
- ・評価規準は各学校が設定。(国立教育政策研究所が評価規準の設定に関する参考資料を提供)
- ・絶対評価とも言われてきた。

## 集団に準拠した評価

- ・学級又は学年における位置づけを見る。
- ・相対評価とも言われる。
- ・平成12年通知以降は、目標に準拠した評価に改められた。

## 個人内評価

- ・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。
- ・指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」及び「特別の教科道徳」の評価において示される。

## 観点別の学習状況の評価

- ・各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。
- ・現行(平成22年指導要録通知)では、学力の三要素を踏まえ、観点ごとに評価(「A」「B」「C」の3段階)。

## 総括的な評価としての評定

- ・観点別の学習状況の評価をもとに、総括的な学習状況を示すため、5段階(小学校は3段階。小学校低学年は行わない)の評定を行う。
- ・平成12年通知から、観点別の学習状況だけでなく、評定についても目標に準拠した評価とすることとした。
- ・各観点別の評価を評定においてどのように総括するかは、各学校の工夫が求められる。

# 学習評価に関する規定等

## ○学校教育法施行規則(抄)

**第二十四条** 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

**第五十七条** 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

## ○小学校学習指導要領 第1章 総則 (抄) (中学校も同様の規定)

平成29年3月31日 文部科学省告示

### 第3 教育課程の実施と学習評価

#### 2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

## ○小学校学習指導要領解説 総則編 (抄) (中学校も同様の規定)

平成29年6月21日公表

評価に当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、教師が児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切である。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

# 指導要録について

## ◆学習評価に関する役割分担

文部科学省	学校の設置者 (教育委員会等)	各学校
・指導要録の参考様式等を通知	・指導要録の様式を決定	・評価規準を作成し、学習評価を実施 ・指導要録を記載

※国立教育政策研究所において、評価方法等の工夫改善のための参考資料を作成

## ◆指導要録について

- 在学する児童生徒の学習の記録として作成するもの。
- 「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」からなる。
- 「指導に関する記録」としては、
  - ・行動の記録(小中のみ)
  - ・教科・科目の学習の記録  
→観点別評価(小中のみ)、取得単位数(高校のみ)、  
評定(小3以上及び中高)
  - ・総合的な学習の時間、特別活動の記録
  - ・総合所見及び指導上参考となる諸事項などを記載。
- 進学の際には、写しを進学先に送付する。
- 指導要録の保存年限は、指導に関する事項は5年。学籍に関する事項は20年。

※指導要録に記載する事項等については、文部科学省の通知の別紙として整理

## 小学校児童指導要録(参考様式)

様式1(学籍に関する記録)

### 学籍に関する記録

区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
学 級						
整理番号						

		学 籍 の 記 録					
児 童	ふりがな			性 別	入 学 ・ 編 入 学 等	平成 年 月 日 第 1 学年入学	
	氏 名					第 学年編入学	
	生年月日	平成 年 月 日生			転 入 学	平成 年 月 日 第 学年転入学	
現住所							
保 護 者	ふりがな			転 学 ・ 退 学 等	(平成 年 月 日)		
	氏 名				平成 年 月 日		
	現住所					卒 業 平成 年 月 日	
入学前の経歴				進 学 先			
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)							
年 度		平成 年度		平成 年度		平成 年度	
区分 \ 学年		1		2		3	
校長氏名印							
学 級 担 任 者 氏 名 印							
年 度		平成 年度		平成 年度		平成 年度	
区分 \ 学年		4		5		6	
校長氏名印							
学 級 担 任 者 氏 名 印							

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学 級							
		整理番号							

各教科の学習の記録										特別の教科 道徳																
I 観点別学習状況										学年 学習状況及び道徳性に係る成長の様子																
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6		学年	1	2	3	4	5	6		学年	1	2	3	4	5	6		
国語	国語への関心・意欲・態度									特別の教科 道徳 (文章記述)																
	話す・聞く能力																									
	書く能力																									
	読む能力																									
社会	言語についての知識・理解・技能									外国語活動の記録 (文章記述)	観 点	学 年	5	6												
	社会的事象への関心・意欲・態度										コミュニケーションへの関心・意欲・態度															
	社会的な思考・判断・表現										外国語への慣れ親しみ															
	観察・資料活用										言語や文化に関する気付き															
算数	社会的事象についての知識・理解									総合的な学習の時間の記録 (文章記述)	学年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	算数への関心・意欲・態度										音楽への関心・意欲・態度															
	数学的な考え方										音楽表現の創意工夫															
	数量や図形についての技術										音楽表現の技能															
理科	数量や図形についての知識・理解									特別活動の記録	内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6							
	自然事象への関心・意欲・態度										学級活動															
	科学的な思考・表現										児童会活動															
	観察・実験の技能										クラブ活動															
生活	自然事象についての知識・理解									特別活動の記録	学年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	生活への関心・意欲・態度										児童会活動															
	活動や体験についての思考・表現										クラブ活動															
	身近な環境や自分についての気付き										学校行事															
音楽	造形への関心・意欲・態度									特別活動の記録	内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6							
	発想や構想の能力										学級活動															
	創造的な技能										児童会活動															
	鑑賞の能力										クラブ活動															
図画工作	家庭生活への関心・意欲・態度									特別活動の記録	学年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	生活や体験についての思考・表現										学級活動															
	身近な環境や自分についての気付き										児童会活動															
	運動や健康・安全への関心・意欲・態度										クラブ活動															
家庭	運動や健康・安全についての思考・判断									特別活動の記録	内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6							
	運動や健康・安全についての知識・理解										学級活動															
	運動の技能										児童会活動															
	健康・安全についての知識・理解										クラブ活動															
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度									特別活動の記録	学年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	運動や健康・安全についての思考・判断										学級活動															
	運動の技能										児童会活動															
	健康・安全についての知識・理解										クラブ活動															
II 評 定										特別活動の記録																
学年	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	趣旨に照らして十分に満足できる状況にある場合には○をつける																
3																										
4																										
5																										
6																										

児童氏名
------

行 動 の 記 録																
項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	
基本的な生活習慣								思いやり・協力								
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護								
自主・自律								勤労・奉仕								
責任感								公正・公平								
創意工夫								公共心・公德心								
総合所見及び指導上参考となる諸事項																
第1学年	総合所見及び指導上参考となる諸事項										第4学年					
第2学年											第5学年					
第3学年											第6学年					
出 欠 の 記 録																
区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	備 考										
学年																
1																
2																
3																
4																
5																
6																

**行動の記録**  
趣旨に照らして十分に満足できる状況にある場合には○をつける

**総合所見及び指導上参考となる諸事項**

**外国語活動の記録**  
(文章記述)

**総合的な学習の時間の記録**  
(文章記述)

**特別活動の記録**  
趣旨に照らして十分に満足できる状況にある場合には○をつける

**出欠の記録**



# 観点別学習状況の評価について

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。  
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

## 学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

### 学習評価の4観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

### 学力の3要素 (学校教育法) (学習指導要領)

知識及び技能

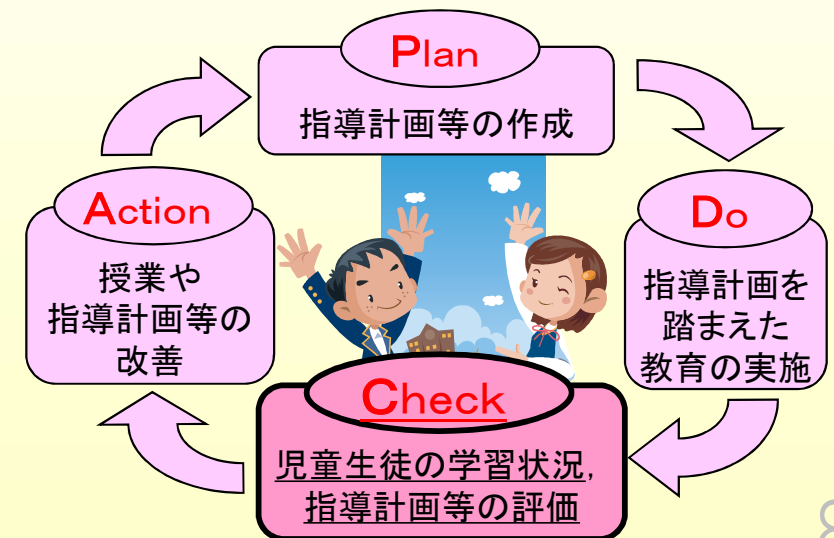
思考力・判断力  
・表現力等

主体的に学習に  
取り組む態度

## 学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



# 中央教育審議会答申（抜粋）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

## 評価の三つの観点

- 今回の改訂においては、全ての教科等において、教育目標や内容を、資質・能力の三つの柱に基づき再整理することとしている。これは、資質・能力の育成を目指して「目標に準拠した評価」を実質化するための取組でもある。
- 今後、小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要である。
- その際、「学びに向かう力・人間性等」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とする必要がある。
- すなわち、「主体的に学習に取り組む態度」と、資質・能力の柱である「学びに向かう力・人間性」の関係については、「学びに向かう力・人間性」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要がある。
- これらの観点については、毎回の授業で全てを見取るのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で、学習・指導内容と評価の場면을適切に組み立てていくことが重要である。
- なお、観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に子供に伝えることが重要である。

# 中央教育審議会答申（抜粋）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

## 評価に当たっての留意点等

- 「目標に準拠した評価」の趣旨からは、評価の観点については、学習指導要領における各教科等の指導内容が資質・能力を基に構造的に整理されることにより明確化される。今般、中央教育審議会においては、第3章2.（4）において述べたように、学習評価について学習指導要領の改訂を終えた後に検討するのではなく、本答申において、学習指導要領等の在り方と一体として考え方をまとめることとした。指導要録の改善・充実や多様な評価の充実・普及など、今後の専門的な検討については、本答申の考え方を前提として、それを実現するためのものとして行われることが求められる。
- 学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料についても、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に再整理された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい。そうした参考資料の中で、各教科等における学びの過程と評価の場面との関係性も明確にできるよう工夫することや、複数の観点を一体的に見取することも考えられることなどが示されることが求められる。
- 評価の観点のうち「主体的に学習に取り組む態度」については、学習前の診断的評価のみで判断したり、挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動で評価したりするものではない。子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしていたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる。
- こうした姿を見取るためには、子供たちが主体的に学習に取り組む場面を設定していく必要がある、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善が欠かせない。また、学校全体で評価の改善に組織的に取り組む体制づくりも必要となる。

# 児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ

平成29年7月18日  
教育課程部会決定

## 1. 設置の目的

平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、平成29年3月に小・中学校学習指導要領が、同年4月に特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が改訂された。また、今後、高等学校学習指導要領等の改訂も予定されている。今回の改訂を踏まえ、新しい学習指導要領の下での児童生徒の学習評価の在り方について検討を進める必要がある。

このため、教育課程部会の下に、児童生徒の学習評価に係る専門的な調査審議を行うためのワーキンググループを設置する。

## 2. 主な検討事項

- (1) 児童生徒の学習評価の在り方に関する事項
- (2) 指導要録の改善に関する事項
- (3) 学習評価に関する参考資料の在り方に関する事項
- (4) その他

## 3. 主な検討事項

ワーキンググループは、2. の主な検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。